日向市広報

発行所　宮崎県 日向市役所
発行人　日向市長
編集人　市長室広報係
印刷所　安藤印刷所
電話64番

現住人口表
（6月末日現在）
男　19.443人（－1）
女　20.107人（　0）
計　39.550人（－1）
世帯総数
8.187世帯　（＋2）

東洋紡誘致に本決まり
八日覚書調印さる
―第一区に建設―

当市細島臨海工業造成地帯への工場誘致問題は県当局と東洋紡との間に交渉中でしたが、いよいよ七月八日午後一時大阪の同社本社で、県知事と会社社長との間で覚書調印が行われました。当市からは三尾市長、青木市会議長も列席しました。この調印により、造成地の第一区全部（二六七、〇〇〇坪）を東洋紡に提供し、会社は昭和三十三年暮から工場建設に着手、三十五年十二月から操業開始することとなりました。当初はパルプ日産百トンで開始し、スフ日産五十トンの工場も操業することになっています。

志村化工は
第二区へ誘致交渉中

志村化工は第三区が重工業には最適地ではないという理由で、第一区へ変更方県に申入れが行われていましたが、前記のとおり第一区は全部東洋紡へ譲渡することになるため、第二区造成地へ建設方県、市あげて要望しています。

第二区は第一区の対岸にあたるところで、地番は岩盤で強固であり、重工業に適するので、この地区に是非建設してもらいたいと同社へ申入れ、強く誘致運動中でありますので、これも近く決定されることでしょう。

蚊とハエのいない生活
推進大会当市で開催

健康明朗な生活を実現するためには「蚊とハエがいない」ということがその要件のひとつです。この実践運動を進めるため日向保健所、当市と入郷六村が共催し、関係諸団体の後援で日向地区「蚊とハエのいない生活」推進大会を来たる二十七日、日向市役所講堂で開催することになりました。こうした大会をせねばならないことは、蚊とハエをまだなくすることができていないということにもなります。私共の生活に蚊とハエがいなかったら、どんなに快よいことでしょう。快よく生活することは誰でも望んでいますのに、何故蚊とハエは神々なくならな

こんどの大会では、蚊とハエがいないのが当り前であるという生活環境をつくり出すために、市民の多くの皆さんにお集り願つて、お互いにいつしよになつて実践運動に乗り出そうというものです。どうぞ皆さん、御都合をつけて、是非御参会下さる様お待ちします。大会当日のプログラムは次のようになっています。

日時　七月二十七日（土）
場所　市役所講堂
受付開始　九、〇〇
開　会　一〇、〇〇
一、開会式（吹奏曲「蚊とハエのいない生活の歌」）
開会のことば
大会長挨拶　日向市長
モデル地区表彰　県衛生部長
ポスター標語表彰
祝辞、祝電披露
受賞者代表謝辞
休憩（昼食）
二、発表　一三、〇〇
地区実績発表
総評　県衛生課長
三、講演
蚊とハエのいない生活について　県衛生部長
公衆衛生と組織活動について　日向保健所長
薬剤について　近藤化学
四、決議
宣伝決議　市衛生課長
五、閉会式　一六、〇〇
終了予定
（夜の部）
受付開始　一八、〇〇
開　会　一八、三〇
一、合唱団出演
二、県劇団出演
三、スライド上映
終了予定　二二、〇〇
（出席者に記念品贈呈）

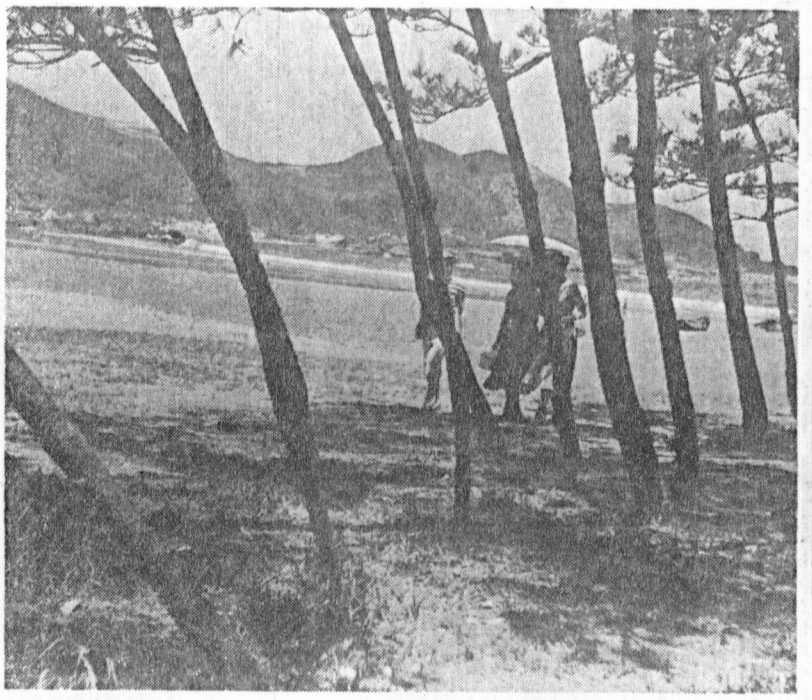

―初夏の伊勢ヶ浜海水浴場―

市議会の動き

六月中の市議会の動きは次のとおりでした。
◎六月十八日から二十一日まで定例市議会を開き左記の議案を審議し議決しました。
一、議案第二九号　選挙管理委員及び同補充員の選出について
（新しくきまつた委員及び補充員は次のとおりです。委員寺町照、江川泰道、河野健、補充員、三浦伴次郎、相馬捨蔵、伊
二、議案第三〇号　監査委員の選任について
（監査委員は次のとおりです。
議員選出　安藤幸男、学識経験者、児玉清）
三、議案第三一号　青年学級開設について
（塩見青年学級を昭和三十二年六月から昭和三十三年三月まで塩見小学校で開設）
四、議案第三十二号　部落林野無償贈与について
谷川十八畝字西谷四五坪を無償贈与）
五、議案第三三号　美々津地区農業委員会廃止統合について
（美々津地区農業委員会を廃止し昭和三十二年七月二十日より日向市農業委員会に編入統合する）
六、議案第三十四号　日向市農業委員会の選挙区及び選挙による委員の定数条例制定について
【富高地区（十一名）岩脇地区（四名）美々津地区（二名）】
七、議案第三五号　日向市職員旅費支給条例の一部改正について
八、議案第三六号　日向市手数料条例の一部改正について
（砂利採取の手数料を改正）
九、議案第三七号　日向市職員退職給与金の積立金運用に関する条例の制定について
十、議案第三八号　日向市契約条例制定について
十一、議案第三九号　昭和二十三年六月二十日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関する条例制定について
十二、議案第四〇号　部落有土地無償贈与について
地三〇坪を無償贈与）
十三、議案第四一号　日向市特別職の給与に関する条例の一部を改制する条例について
（市三役の給与のベース・アップ）

貯蓄しましょう

宮崎県の本年度貯蓄目標額は六十五億円となつておりますが、県民一人当り平均どの位貯金したらこの額に達するかといいますと
県民一人当り
年間　四七四円
月間　一六円
一日　つまり毎日一人宛一六円づつ貯金していけば県の目標に達する訳です。
全国平均一日四三円の貯金ができるよう、あらゆる面に努力せねばならないわけです。

◎委員会の動き

六月一日　工場誘致対策特別委員会
六月六日　工場誘致について市議会全員協議会を開いた。
六月十八日　総務、建設、文教厚生の各委員会
六月十九日　総務、経済の両委員会
六月二十日、二十九日、三十日、工場誘致対策特別委員会

農業委員選挙
―七月十六日投票―

日向市農業委員会委員選挙は七月十六日に行われますが、こんどの選挙は、今までありました美々津町農業委員会を廃止し統合一本化することも含まれています。
農業委員会は農民の皆さんが、皆さんのためにつくる代表機関です。ですから真に農民のために尽力してくれる立派な人、信頼できる人を選ばねばなりません。
市会議員でも農業委員でも、自分たちの代表を選挙する時は慎重によく考えてから投票すべきです。代表として当選した人の発言は、すなわち選挙した自分たちの発言となる訳ですから、如何に選挙が大事なものであるかがわかります。自分の信念によつて正しい投票をしましょう。

◎投票日は十六日
午前七時から午後六時迄
○第一選挙区（富島）
投票区の投票所
①日向市役所　②亀崎公民館　③本谷公民館　④塩見小学校　⑤財光寺小学校　⑥原町公民館　⑦曽根公民館　⑧幡浦公民館　⑨細島小学校　⑩梶木公民館
○第二選挙区（岩脇）
①岩脇支所　②曙公民館　③中野寺　④鵜毛公民館　⑤飯谷公民館　⑥幸脇公民館
○第三選挙区（美々津）
①美々津支所　②高松公民館
○選挙する定数
第一区十一人。第二区四人。第三区二人

正しい生活は住民登録から
……法施行5周年……
異動があつたら忘れず届出を

住民登録法が実施されてから、ことしは五周年にあたりますが、御承知のように住民票は一世帯毎の居住関係（生活の本拠）を公証する唯一の根拠であります。また居住証明、扶養家族証明、印鑑証明、年令証明などの交付のほか学令簿や各種統計資料など権威ある基礎的な役目をして、市民の皆さんのため役立つている訳です。
ですから、皆さんの世帯に転入、転出、転居などの異動がありましたら、十四日以内に届出しなければならないことになっておりますので、お忘れなく励行して下さい。
あなたの確実な届出によって、明確な適切な日向市行政を育てゝいくようにいたにしているものです。
つまり選挙、入学、配給、生活保護、各種予防注射など、市の行政事務は住民登録をもとにして処理されております。また居住証明、戸籍簿と相まって、市行政の基礎となり、住民の権利義務を戸籍法の

【日向市役所のしくみのあらまし】

（係長以上氏名付記）

- 市長　三尾良次郎
  - 収入役　河野孝行
    - 会計課　収入役兼務
      - 用度係
      - 会計係（黒木正男）
  - 助役　松木貞治
    - 福祉事務所　大山順一
      - 庶務係（今村健一）
      - 保護係（和田助一）
    - 水道課　成合重利
      - 浄水場係
      - 給水係
      - 工務係
      - 業務係
    - 土木課　今野俊雄
      - 一般土木係（板谷慎吉）
      - 建築係（黒木今朝松）
      - 失業対策係（三浦春隆）
      - 庶務係
      - 都市計画係（佐藤光夫）
    - 商工水産課　福田隆
      - 観光係
      - 水産係
      - 商工係（佐藤時義）
    - 農林課　黒木三郎
      - 林産係
      - 農業土木係
      - 畜産係
      - 農業係（児玉初吉）
    - 衛生課　三樹徳市
      - 防疫係
      - 保健係（児玉広士）
    - 税務課　蝶野健二
      - 庶務係
      - 徴収係（金丸千治）
      - 資産及び評価（岩崎甚六）
      - 賦課係（川野弥惣吉）
    - 市民課　三輪竜一
      - 戸籍係（安藤保男）
      - 配給係
      - 市民係（甲斐三良）
    - 総務課　寺町照
      - 管財係
      - 財政係（福田憲司郎）
      - 庶務係（井上鉄雄）
    - 市長室　助役兼務
      - 統計係（池辺実雄）
      - 広報係（黒木紀）
      - 人事係（甲斐芳松）
      - 秘書係（内山靖孝）
    - 細島支所（一政藤兵衛）
    - 岩脇支所（西山慶治）
    - 美々津支所（中村睦）

皆さん備えはよいですか？

―台風銀座住人として―

また台風の季節です。

今年は先日早々「第五号」が近づくというので、ひと騒ぎしましたが、幸いに当地方はそれまして、被害は殆んどなく過ぎました。しかし七、八、九、十月は必ず来ると覚悟せねばなりません。

台風の予報は、私共台風銀座住人にとっては、何より早くからはつきりと知りたいところですが、今のところ去る六月二十七日気象庁、各管区気象台から発表された「七月下旬に南方洋上で台風発生する可能性がある」ということ以外わかつておりません。

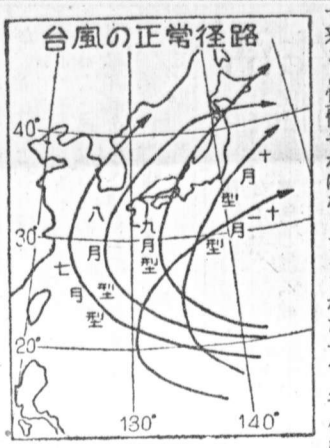

台風の正常進路は、一般に別図のようになつております。大阪管区気象台長大谷博士の分類によるもので、これが最も多い訳ですがその時の気象状況によつて、進路は生きもののように変わる訳でしよう。

ですから今月からは、常に台風に対する備えをしておくことが必要です。

ことしは何となく、大きな台風が来るのではないだろうか、という感じがしますが、有難くないお客です。なるべく来て貰わないよう願つて、準備だけは、できる限りしておきましよう。

引揚者の皆さんへ

給付金のお知らせ

引揚者給付金等支給法が公布されましたので、そのあらましをお知らせします。

㈠引揚者給付金

(イ)受給資格

①昭和二十年八月十五日（終戦日）まで引続き六カ月以上外地で生活の本拠を有していた者で、同日以後本邦に引揚げたもの。

②昭和二十年八月九日から同年同月十四日までの間に、ソ連の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引揚げたもの。

③終戦日まで引続き六カ月以上、外地に生活の本拠を有していたもので、本邦に滞在中終戦によつて、外地にもどることができなくなつたもの。

④終戦に伴つて発生した事態により、終戦日以後も引続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引揚げたもの。

⑤戦犯受刑者（略）。

(ロ)受給金額

①②③該当者に対しては、終戦日の年令により左記の金額

五〇才以上　二八、〇〇〇円

三〇才以上五〇才未満　二〇、〇〇〇円

一八才以上三〇才未満　一五、〇〇〇円

一八才未満　七、〇〇〇円

④、⑤については年令を問わず一律に二八、〇〇〇円、右のうち昭和三十一年度所得税額（配偶者との合計額）が八八、二〇〇円をこえる者にたいしては交付されません。但し、昭和二十九年から三十二年までの所得税額の平均額が八八、二〇〇円に満たないものは受給権があります。

㈡遺族給付金

(イ)受給資格

①終戦日に外地にあつた者で、引揚前に外地で死亡した者の遺族。

②昭和二十年八月九日から十四日までの間にソ連関係地域で死亡した者の遺族。

③㈠の各号のいずれかに該当するに至つた後、昭和三十二年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二五才以上であつた者の遺族。

(ロ)受給金額

(イ)の①の場合は終戦日

(イ)の②の場合は死亡の日の年令により左記の金額。

一八才以上　二八、〇〇〇円

一八才未満　一五、〇〇〇円

㈢引揚者給付金遺族給付金受給の共通資格

一、昭和三十二年四月一日現在日本国籍を有している者。但し㈠の(イ)の⑤（戦犯受刑者）を除く。

二、昭和三十一年度所得税額（配偶者との合計額）が八八、二〇〇円以上の者。但し昭和二九、三〇、三一年度の平均額が八八、二〇〇円未満の者を除く。

これら給付金の受給権利は、三年間行わないときは時効によつて消滅します。

その他詳しいことは市民課担当係にお問合せ下さい。

なお係員が各地区に出張して説明会を開き、請求書類を配布する予定で、七月二十日頃までにその日時、場所等は区長さんを通じてお知らせします。

農家のメモ

◎防災営農に努めよう

毎年台風の時期になると、多かれ、少かれ被害を受けますが、当市の農業は災害防止対策を外にして、今後の農業はなりたゝないようになつてきました。市内でも一部的には他市や他県に勝る特殊高等園芸を経営していますが、他方には一毛作の低位生産水田が非常に多いのと、旧来の農業経営そのまゝが、現在も行われている以上は、台風銀座といわれる地帯としての当市の農業は、進歩もまた収入の増大も計られません。

このためには、この自然的悪条件に対して充分な対策がとられなければなりません。このためにはいろんな具体的な対策を一まとめにして総合防災対策として進めなければなりません。防災営農の対策の一つとして早植水稲をつくり、台風が来る前に安全に多収穫をして、しかも台風期の後（九月以降）から後作として秋ばれいしよをつくるとか、又甘藷栽培についても早出し甘藷をつくつて、七～八月に販売して普通甘藷の倍の収入を得て、なお後作に秋蔬菜の増産をはかつて収入を増やすなど早掘里芋についても同じような経営が出来るが、作物の適地適産と同時に、これらの生産物の残物や商品価値の低いものを中小家畜に飼料として再生産するという点についても、当市が今後工業都市として人口増加に伴う肉食の需要面にも、今から考えて計画しなければなりません。防災営農は総合的に考えねばなりませんが、その具体的な対策としては、

◇水田利用の改善として

①早植水稲及二期作栽培

②食生活改善のための「なたね」の栽培

③秋ばれいしよの栽培

④各種蔬菜の増産

◇畑地利用の改善としては

①荳科作物の導入による輪作の合理化

②早植陸稲の普及

③蔬菜飼料作物の普及

④果樹の導入

など今までの栽培方法を検討し、積極的な防災営農をはかることが望ましい。

県では防災作物の一つとして秋ばれいしよの増産を計画され、本年度は一、六〇〇町歩の増産計画でありますが、当市でも一一〇町歩の増産目標をたて、秋ばれいしよを増産して営農作物として重点的にとりあげたいと思います。

殊に当市は、ばれいしよの原々種からの採種栽培も、県下一の面積を持つていますが、この秋ばれいしよにも早植水稲や豆類、たばこの後作に増産していくよう計画して下さい。なお今年は種子不足が予想されますので、早目に各農協に種子薯の申込をして下さい。尚栽培の技術面については、栽培直前に御指導しますので、防災営農対策として、秋ばれいしよの一大増産に努めましよう。

衛生だより

野犬狩り

飼犬は御注意

十一日から二十四日までの期間、市衛生課では野犬狩りを徹底的にしますので、飼犬はお宅につないでおくか、鑑札をはつきりとつけておいて下さい。鑑札を受けてない方はすぐ衛生課で受けて下さい。

大便が口に入る話

日向保健所長　椎葉輝夫

夏は多量の紫外線をうけて、筋肉の鍛錬、体位の向上に極めて有効な時期であります。が反面いろいろな病気にかゝりやすい時期でもあります。つまり赤痢（疫痢）日本脳炎、腸チブス、結核、寄生虫、小児麻痺等種々の病気がありません。その中最も大切な病気である消化器系の伝染病（赤痢、疫痢、腸チブス）等について述べてみたいと思います。

消化器系伝染病というのはその病の源である細菌（病源菌）が『口→腸→大便→口』の経路を繰返して次々に人から人へ伝染していく病気であります。その内口から入つた病源菌が腸で病気を起し猛烈にふえ、そして大便に混つて出る事は大体想像できる事でしようが、何故その汚ない大便が口に入るのでしよう。

細菌には足があつて自ら動き廻るものではありません。必ず何者かが大便を人の口に運んでくれているのです。

それは、

Ⅰ手（自分のも、他人のも）

Ⅱハエ

Ⅲ水

以上三つがその主な役割をつとめているのです。先ず手ですが世間一般の人々の手を検査してみますと必ずといつてよい程大腸菌がくつついています。この大腸菌は必ず人間の大便の中から出てきたものなのですから、大多数の人は常に大便を（自分のものも、他人のものも）手につけているのだと思わなくてはなりません。この大便の中には病原菌がいないとは云えないのです。

手の臭いを嗅いだり、目で見て何かついていれば誰でも石けんや消毒液で手を洗うものですが、臭くもなく目にも見えないと、便所から出た時も食事の前も、外出から帰つてもよく気のつく人でさえ一寸水にふれる程度で済ましているのが普通のようです。これでは手のあぶらでぴつたりくつついた細菌は取れよう筈がありません。是非便所、炊事場、食事する所では手を石けんで洗うか消毒液で洗うかできるようしたいものです。

次にハエは皆様御承知のように便所、ゴミ捨場、家畜舎、堆肥舎などから出て来るのですから、その毛の一杯生えた肢には大便や汚ないものが沢山ついている筈です。こゝまで分ればそれから先は賢明な市民の皆さん方は「ハエの撲滅」が県全体の新生活運動のひとつとして、取上げられている意味が解つて頂けると思います。水は上水道のある処は心配ないのですが、井戸、流水などを使つている処では、時として大便が流れ込んでいる証拠に、水の検査をしてみると大腸菌が出て来る事があります。この大便の中に赤痢菌が少しでも入つていた時のことを想像して下さい。恐ろしい赤痢集団発生が起るのです。

しかし手を消毒しハエをとり生水を飲まなければ、そんな事は起る訳はないのですから、こんな事を知らずに生活している人達が赤痢や腸チブスにかかり可愛ない子供を疫痢で取られるという結果を招くのです。

自分だけの事でなく人にもうつる病気ですからお互に先の『三項目』に気をつけましよう。

× × × ×

刀剣類の登録はまず警察へ!!

刃渡りが十五センチ以上の刀、剣、やり、なぎなたなどは、県教育委員会の登録を受けないと、持つていることはできません。

今までこの登録の手続きは直接、県の教育委員会で取扱つておりましたが、七月一日から手続きが変り、今後はまず警察に届出て、警察を通じて登録をするようになりました。そこで今からこれらの刀剣類を発見したり、拾つた場合は、手続きは簡単でわずかな時間ですみますから、その刀剣類と印鑑を持つてすぐもよりの警察署（派出所、駐在所）に届け出るようにして下さい。（日向警察署）

受付係ができました

市役所玄関口にこんど受付係をおくことになり、窓口もできて女子職員が一名配置されました。窓口は市金庫の窓口とならんで設けられております。

市役所においでになつて、おわかりにならないことは、何でも御案内いたしますので、遠慮なくせいぜい御利用下さい。

市役所案内（その七）

◎福祉事務所

玄関から入つて一番奥第三棟目の東端の事務室で、庶務係、保護係の二係八名の所員で、次のような仕事をしています。

①生活保護法に関することと

福祉事務所の仕事は、戦後の社会情勢に対応する必要から出来たもので、生存競争のはげしさに落伍していく人達の更生を主な目的としており、市内の五十人の民生委員の協力の下に仕事をしています。

生活が苦しくなつて困るとか、病気になつても医者にかゝれないとか、葬式も出せないという場合、生活保護法によつてこれらの人に必要な物や金を支給します。

扶助の種類は、生活・住宅・教育・医療・生業・出産・葬祭の七種類があります。

②児童福祉法に関することと

未就学児童がいて、そのために働きに出られないときは、保育所に入れるよう手続きをしたり、母子だけの世帯には、母子寮に入れるように、手続きをしたりします。又児童が不良であるとか、不良化のおそれのある場合などは、専門の児童相談所に連絡したり、場合によつては適当な施設に入れるように手続きしたりします。

体の不自由な児童の早期治療（育成医療）の制度がありますが、この対象者の発見や、手続き指導もしています。

③身体障害者福祉法に関すること

身体に障害がある場合、例えば目が見えない・耳が見えない・口がきけない手が不自由であるとかいた障害があつて、補聴器義肢等の補装具や更生医を必要とする場合に、身障害者福祉法によつて、それぞれ物や金が支給されます。又障害手帳の交付、害者の乗車割引券の交付行つています。

以上の三つの法律が福三法と呼ばれ、福祉事務の基本業務となつておりますが、その他に

④母子福祉資金貸付金に関する事務

⑤民生委員法に関する事務

⑥共同募金に関する事務

⑦社会福祉協議会に関する事務

⑧福祉施設の運営指導に関すること

市内の福祉施設は次のとおりです。

養老院。授産場。母子

派米農業青年河野君から

カリフォルニア便り

派米農業労務者として、当市から河野、石原の二青年がカリフォルニア州に出発したことは、本紙三月十日号でお知らせしましたが、同州オックスナード市に落着いた河野喜久雄君（二〇）（財光寺出身）から三尾市長宛航空便で手紙が届き、市民の皆様にくれぐれもよろしく、と書いてありました。遠くアメリカで農業に従事、努力している河野君のお手紙をこゝに載せて、市民の皆様へお伝えします。

拝啓　市長さん始め皆様方には、お変りありませんか。故国出発に際しましては、一方ならぬ御厚情を受けながら今やつと便りを出す気持を得ましたことを、悪しからずお許し下さい。

小生、南部加州随一の都市ロスアンゼルスより北に六十マイル広大な蔬菜地帯であるとともに、新興都市として有名になりつゝあるツックスナード市の一角にみついて、三カ月が過ぎようとしています。

日本に居て考えた以上に厳しい労働で、最初の頃など、何で来たのだろうか大分考えさせられましたが、仕事になれたので百十人からの日本青年のたまざる交情によつて、上やく生気を取りもどし、では張り切つた生活を営で居ります。

気候も五月の候で、とてよく、それに雨が三カ月うちに春雨を想わしむる度のが二回降つただけでまれています。

故郷は大変な異常天候か、邦字新聞に出ていまか、何かと心配していす。故郷よりの通信が何りの楽しみであり、又日各地十九県の青年が合宿していますので、方々の来事を話し合つては、日に出ることなどよく話し人経営の家に通つていま仕事は朝の六時から夕時三十分から六時頃まだけ、昼は三十分休みが中腰の作業がほとどです。仕事中にたずわ来て、長話などする人はりません。みんな懸命にいています。

（紙面の都合で以下次号）